

社会福祉法人 聖愛会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖愛会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬等を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬等を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、別表第1に定める額とする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、別表第2に定める額とする。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、職員給与に加えて役員報酬等を支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月25日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席したときに支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(旅費等の支給方法)

第7条 役員等が法人に対する必要な活動により職務のため出張したときは、旅費を支給する。

- 2 評議員会、理事会、法人の監査等の場合は、次の旅費（日当）を支給する。
 - (1) 旅費（日当） 10,000円
- 3 その他法人役員が職務並びに研修等で出張した場合には、社会福祉法人聖愛会 旅費規程を適用し、別表1、別表2を適用する。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規定は、平成29年4月1日より施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 特別養護老人ホーム1施設につき 25万円 老人デイサービス事業所1施設につき 15万円
業務執行理事	月額 特別養護老人ホーム1施設につき 15万円 老人デイサービス事業所1施設につき 7万円

別表2（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

	年額
評議員会等への出席	5万円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	

※評議員については、定款の定めとの整合について留意が必要

（定款の定めより高額となる場合には、定款変更が必要）

(2) 理事

	年額
理事会等への出席	5万円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	

(3) 監事

	年額
監事監査等への出席	5万円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	